

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和4年度)

法人名	日本商工会議所	根拠法令名	商工会議所法	(平成14年4月1日民間法人化)		
1. 法人の概要	業務の概要					
	(1) 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。 (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。 (3) 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと。 (4) 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと。 (5) 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し連絡又はあっせんを行なうこと。 (6) 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあっせんを行なうこと。 (7) 国際商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行なうこと。 (8) 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと。 (9) 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと。 (10) 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと。 (11) 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと。 (12) 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。 (13) 国際親善に関する事業を行なうこと。 (14) 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。 (15) 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行なうこと。 (16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
	常勤	0人	5人	0人	123人	
	非常勤	1人	56人	3人	3人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和4年度(A)	令和3年度(B)	令和3年度比又は令和3年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況(取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	168.1 億円	269.0 億円	▲100.9億円	経常的運営経費に対しては補助金が交付されていないため措置を講じていない。	
	補助金等収入額(①)	88.5 億円	196.4 億円	▲108.2億円		
	事業による自己収入額(②)	68.3 億円	62.3 億円	6.0億円		
	①/②×100 (%)	130 %	315 %	▲186%		
	経常的運営費用(③)	74.9 億円	68.0 億円	6.9億円		
	①/③×100 (%)	118 %	289 %	▲171%		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)		無		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理由)		— —		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)		—		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		無 —		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		無 —		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)		—		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		無 —		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有	
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額	算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)		
	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務	※	基本発給手数料を1件につき2,000円とし、記載される品目1品目につき500円を別途加算する。ただし、記載される品目の原産品判定番号の使用が20回を超える場合については、1品目ごとの加算額を50円とする。	(決定者) 経済産業大臣 (決定方法) 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成16年法律第143号)第32条第1項の規定に基づき申請し、認可される。 (算出根拠) 発給事務に係る人件費、一般事務費、発給システム費、用紙代等の実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けて定める。		
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有	
	対価を伴う自主事業の有無	有		法人における純利益額	— 円	
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法	
	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給の基準の内容は、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」、「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」、「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」、「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」、「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とインド共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」、及び「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」の中に、原産品の基準等について規定されている。		「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」、「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」、「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」、「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」、「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とインド共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」及び「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成16年法律第143号)」			

(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	— 円		
	外注しなければならない理由	—					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無)	無				
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無)	有				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無)	有 「倫理規程」及び「就業規則」において、役職員の基本的な心構え、利害関係者との接触、官公庁等との職務上の関わり、守秘義務等を定めている。 また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務に関しては、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成16年法律第143号)第16条により、秘密保持義務等が課せられている。				
3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由		—		
	役員の数	66人	上限と下限の幅がある場合はその幅		—		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	商工会議所法第69条の規定に基づき、役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われている。 ・会頭及び副会頭は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任する ・専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任する ・常議員は、議員総会において、議員の代表者のうちから選任する					
	役員の任期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数)	3年以内	
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容		—		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤	
	会頭	小林 健	令和 4年11月17日			非	
	副会頭	鳥井 信吾	令和 4年 3月29日			非	
	副会頭	嶋尾 正	令和 4年11月 1日			非	
	副会頭	上野 孝	平成27年12月 1日			非	
	副会頭	塚本 能交	令和 2年 4月 1日			非	
	副会頭	川崎 博也	令和 4年11月 7日			非	
	常議員	函館商工会議所会頭他全国50の商工会議所の会頭(計51名)	令和 4年11月17日			非	
	専務理事	石田 徹	平成27年12月 1日	日本アルコール販売(株)取締役副社長	東京電力(株)顧問	常	
	常務理事	久貝 卓	平成26年10月17日	パナソニック(株)顧問	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)	常	
理事	荒井 恒一	平成25年 4月 1日			常		
理事	西谷 和雄	令和 3年 1月 1日			常		
理事	五十嵐 克也	令和 3年 4月 1日			常		
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
(比率)	—	%	(比率)	—	%		
(理由)	—		(理由)	—			
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法				
日本商工会議所の役員のうち、報酬のある者については、年俸制とし、会頭が当該役員の職責を勘案して決定する。			「専務理事等に対する退職慰労金支給内規」による				
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件				
有	常議員会：理事・監事以外の役員の1/3以上の出席		出席者の過半数の同意				
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由		—		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	・商工会議所法第69条の規定に基づき、監査役員(監事)の選任は公正かつ自主的な方法によって行われている。 ・監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任する。					
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	商工会議所法第69条において、監査役員である監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任すると定められているため。		—				
	監査役員の任期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数)	3年以内	
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容		—		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤	
	監事	辻 良之	令和 4年11月 1日			非	
	監事	平松 廣司	平成25年11月 1日			非	
	監事	杉下 秀幸	令和元年 5月27日			非	
監査役員報酬の支給基準の有無	無	一般への閲覧提供の有無	無	インターネットによる公表の有無	無		
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員退職金の決定方法				
—			—				

(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) 有 (内容) 総会員の1/3以上の出席		(有・無) 有 (内容) 出席者の過半数の同意			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)					
	(有・無) 有 (内容) 会員総会の開催 (通常会員総会年2回+必要に応じ臨時会員総会開催)					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	—		(有・無) 無 (内容) —			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)	—	%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	—				
	評議員選任規程の有無	無	左の規程がない場合、その理由	—		
	評議員定数	—	上限と下限の幅がある場合はその幅	—		
	評議員任期	—	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) — (理由) —	年	
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	—		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率) — (理由) —					
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
無	—		—			
4. 財務及び会計	(1) 会計基準の適用		企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	商工会議所会計基準 (公益法人会計基準に準拠)
	(2) 余裕金の運用		余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 25.8億 (運用方法) 普通預金・定期預金・公共債	円	
	(3) 長期借入金		長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無
	(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)		
			退職給与引当金6.6億円 特定原産地証明書発給システム改修引当金1.4億円 貿易関係証明書発給システム改修引当金0.1億円	(有無) 有 (理由) —		
(5) 公認会計士監査	収支決算額	13.1 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		有	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
5. 株式の保有等	(1) 基金拠出又は出資		公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有
	(2) 事業報告書への記載状況		法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無
			事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称		株式会社カリアック			
	所在地		東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー			
	資本金		5,000万円			
	事業内容		教育・出版事業			
	役員の状況		代表取締役 小松 靖直 専務取締役 塩野 裕 常務取締役 高野 晶子 取締役 五十嵐 克也 取締役 丸山 範久 監査役 朽原 克彦			
	従業員数		2名			
	持ち株比率		100%			
法人との関係		日本商工会議所及び各地商工会議所が出資し、設立。				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款		有	有	有	—
	役員名簿		有	有	有	—
	組合員等名簿		有	有	有	—
	事業報告書・附属説明書類		有	有	有	—
	損益計算書又は収支計算書		有	有	有	—
	貸借対照表		有	有	有	—
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	—
	監事の意見書		有	有	有	—
	事業計画書		有	有	有	—
	収支予算書		有	有	有	—

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
定款		有	—	有	—
役員名簿		有	—	有	—
組合員等名簿		有	—	有	—
事業報告書・附属説明書類		有	—	有	—
損益計算書又は収支計算書		有	—	有	—
貸借対照表		有	—	有	—
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	—	有	—
監事の意見書		有	—	有	—
事業計画書		有	—	有	—
収支予算書		有	—	有	—
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
名称		有	—	有	—
所管する部局（担当局担当課等）の名称		有	—	有	—
主たる事務所の所在地及び電話番号		有	—	有	—
設立年月日		有	—	有	—
代表者の職名及び氏名		有	—	有	—
主な目的及び事業		有	—	有	—
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有	
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			無	
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			有	
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有	
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	役職、氏名、就任年月日、経歴			—	
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			有	
公表している主な項目			公表していない場合、その理由		
役職、氏名、就任年月日、経歴			—		
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等					
(1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	年齢在任規定の策定について、指導を行った。	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	無			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	無		—	
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	無	無い場合、その理由	事務・事業については必要に応じて指導・監督を行っているが、特に見直すべき事務・事業が見当たらなかったため。	
	当該見直し結果の公表の有無	無	無い場合、その理由	前項のとおり、見直し結果がないため。	
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	無	無い場合、その理由	—	
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無
事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	無	無			
法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	無	無			
法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	無	無			
その他	無	無			
指導監督上補正すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由等）					
<ul style="list-style-type: none"> 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 					
<p>○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。ただし、当該例外の妥当性については適時見直しを行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役員を除く役員の見直し （理由）日本商工会議所の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会議所法第69条の規定に基づき、会頭および副会頭については、会員総会において会員の代表者のうちから選任し、常議員については、議員総会において議員の代表者から選任することになっているため、役員の見直しに制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。また、役員の見直しに当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っているため、役員の見直しに制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な役員の見直しに制約を課すことになるため、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 監査役員の見直し （理由）日本商工会議所の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会議所法第69条の規定に基づき、監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任することになっており、監事の見直しに制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるため、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。また、監事の見直しに当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っているため、監事の見直しに制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な監事の見直しに制約を課すことになるため、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 評議員等による業務実績評価の実施 （理由）日本商工会議所の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会議所法上、評議員の設置規定がなく、業務・会計の監査は、監事及び監事からの依頼による監査を行った外部監査法人により措置されていることから、指導監督基準の例外とすることが適当であると判断した。 					